

畜産とくトク情報

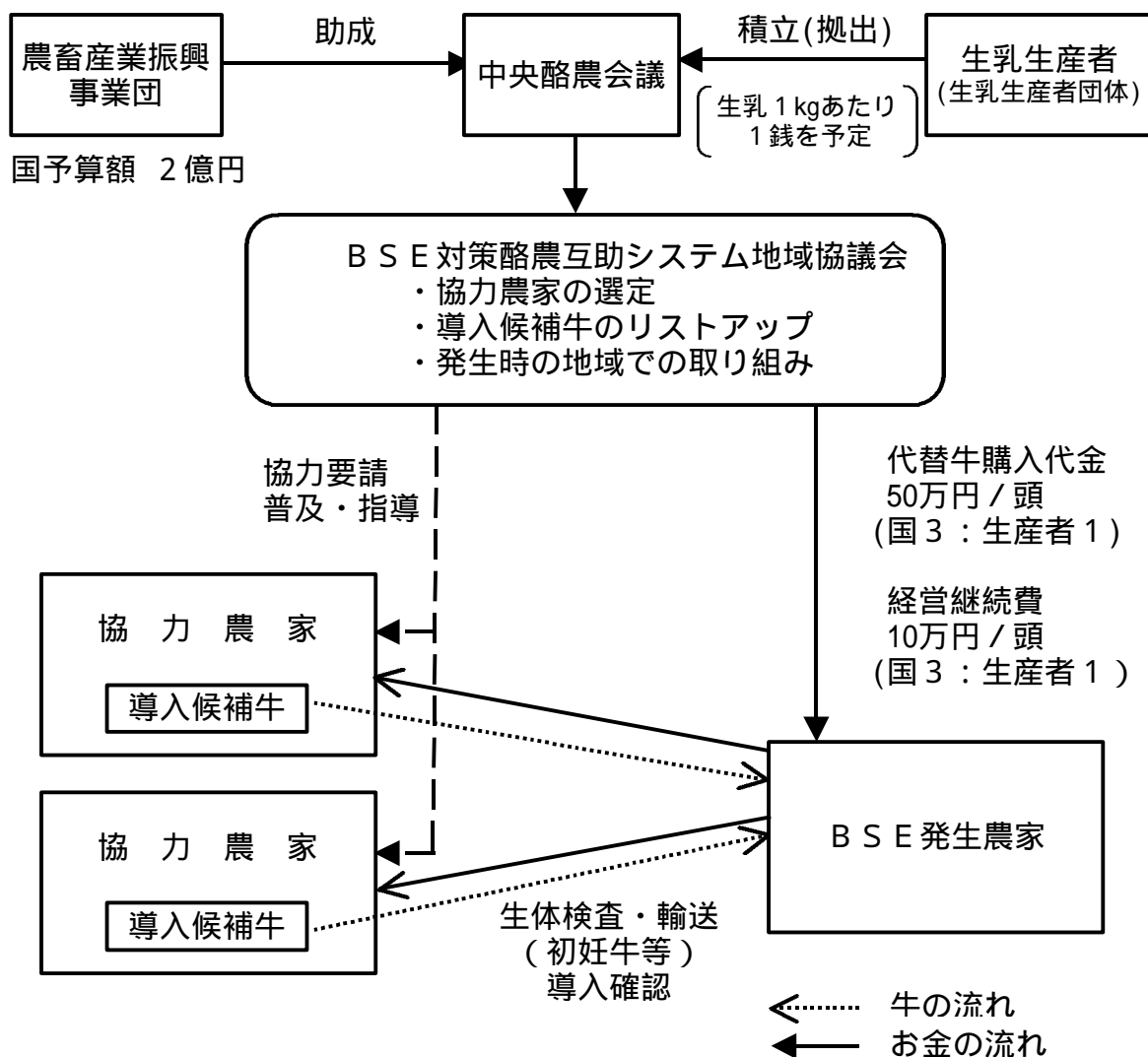
平成14年3月25日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話026-235-7232

農水省から B S E 対策酪農互助システム支援事業の案が示されました

事業の内容は、生産者団体の拠出金（積立金）と国の助成金による酪農互助システムを構築し、B S E 発生酪農家の経営再開に向けての代替牛購入の支援と、経営継続に必要な資金の援助です。

B S E 対策酪農互助システム支援事業の仕組み



趣旨

原資は生産者団体が拠出する拠出金と国の助成金
地域ごとに互助協議会を結成（地域の主体は都道府県経済連、酪連等）
B S E が発生した酪農家が代替牛を購入する際の支援
経営存続に必要な資金の援助

BSE 対策酪農互助システム Q & A

(H14.3.15 農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課作成)

問1 生産者拠出金の集め方はどうするのですか。

平成14年の5月末を目途に、平成13年度の受託数量(kg)に0.01円を乗じた額を指定生乳生産者団体が中央酪農会議に拠出する予定にしています。

問2 事業資金が足りなくなったらどうするのですか。

生産者団体としては、拠出金の追加について検討するとしています。なお、国としても、追加資金について検討することになると考えています。

問3 地域協議会の主体はどこですか。また、何をを行うのですか。

(1) 地域協議会の主体は、都道府県の経済連、酪連等(旧指定生乳生産者団体)を想定しています。また、一部事業は単協への委託も可能となるように考えています。

(2) 具体的な活動としては、

- ア 協力農家の選定
- イ 導入候補牛のリストアップ
- ウ 発生時の地域での取組に対する支援等を想定しています。

問4 代替牛購入代金の1頭50万円の考え方はどうなっているのですか。

代替牛購入代金の50万円については、あくまでも目安です。実際には、家畜市場における初妊牛の平均取引価格に基づく時価相当分に、輸送費等相当額を加えた額を支払うこととしています。

問5 経営継続経費の10万円の考え方はどうなっているのですか。

代替牛を導入した場合、搾乳開始までには一定期間が必要であり、搾乳開始後も1頭当たり乳量の減少が避けられないことから、経営継続に必要な費用として10万円の互助金を交付することとしたものです。

問6 家伝法に基づく手当金(5分の4)との関係はどうなっているのですか。

家畜伝染病予防法による手当金は、家畜伝染病のまん延を防止するため、疑似患畜を殺処分させることに対して交付されるもので、営農再開のための家畜購入代金として交付されるものではありません。(離農する場合でも交付されるものです。)

問7 BSE発生は国の責任なので、生産者に負担を求めることなく、全額国庫とすべきではないですか。

本事業については、生乳生産者団体が自ら取り組むこととしている互助システムを支援するという形で行うこととしているものですが、3/4の補助率と通常よりも高めの設定としたところです。

なお、国からは、本事業で50万円(時価)の3/4、10万円の3/4、家伝法による手当金で評価額の4/5、共済で1/5が支払われることとなりますので、BSE発生農家にとっては、結果的には、経営継続に向けて、十分な資金が手当てできるものと考えています。

問8 実施期間が5年間となっているが、根拠は何ですか。

BSEについては、発生までの潜伏期間が5~8年とされていることから、事業実施期間としては5年間を想定しました。

問9 14年度事業と聞いてますが、現時点で発生した場合、地域対策、牛の導入を含め対象となるのですか。

本事業は14年度からの事業ですが、13年度中に新たにBSEが発生した場合には、財務当局、事業実施主体(生乳生産者団体)等、関係者と協議を行い、早期に適用できるよう努力したいと考えています。

(衛生係)